

令和2年度宇治市入札監視委員会 第1回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 令和2年10月5日（月）13時40分～15時30分

2. 開催場所 市役所3階302会議室

3. 出席者

委員会：内村委員長、田窪委員、中田委員

事務局：本城総務部長、松井契約課長、山田契約係長

関係課：北岡人権環境部参事兼環境企画課長、飯田雨水対策課長、金久公園緑地課長、
田口健康生きがい課副課長、長谷川公園緑地課副課長、平山学校教育課学事
係長ほか

4. 報告案件

(1) 入札制度の概要

(2) 令和元年度第4四半期及び令和2年度第1四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について（令和2年1月～6月）

b 平成29～令和元年度指名停止の状況について

c 令和2年1月1日～令和2年6月30日の間に入札した案件数について

d 令和元年度の入札等の実施状況について

(3) 令和2年度入札・契約制度改革の概要について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

①【工事・条件付一般競争入札（総合評価競争入札）】

85758-1 ウトロ地区小規模住宅地区改良事業

伊勢田8号系統排水路整備工事

②【役務・簡易公募型競争見積】

90092-1 あき地雑草等除去業務委託

③【物品・簡易公募型指名競争入札】

90641-2 校務ネットワーク用ロードバランサー賃貸借

④【役務・簡易公募型競争見積】

90016-2 宇治市住宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業業務委託

⑤【工事・条件付一般競争入札】

86961-1 黄檗公園野球場グラウンド改修工事（その1）

⑥【工事・一般競争入札】

90846-1 黄檗公園野球場グラウンド改修工事（その2）

II. 会議の結果

1. 経過

令和2年1月1日から6月30日までに入札した工事68件、コンサルタント22件、物品88件、役務179件の中から、審議案件6件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の案件に特殊な状況があるが、結果については特に問題が見受けられるものではない。一方で、低入札価格調査制度の失格基準価格の運用については検討されたい。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【問】 予定価格事後公表が入札結果に与えた影響について確認したい。

【答】 本件は予定価格事後公表案件であり、失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札があり、調査を実施した結果、入札価格において契約の内容に適合した履行が可能であると認め、落札決定した。

本件については、本市初の予定価格事後公表案件ではあったが、参加業者が適切な積算を行うことができた。予定価格事後公表の制度については、結果を分析しながら、制度の有効性を検証していきたい。

【委員意見】 入札結果に問題は見られない。

審議案件②について

【問】 指名業者数7者にもかかわらず全者辞退のため不調となった経緯について確認したい。

【答】 本業務は、所有者から依頼を受けたあき地において除草を行う業務である。全者辞退のため不調となったのは、予定価格内での業務履行が困難であったと考えられる。予定価格を見直し再発注した。

【委員意見】 入札結果に問題は見られないが、適正な予定価格の設定を検討してほしい。

審議案件③について

【問】 1回目取りやめ。2回目全者辞退のため不調の理由を確認したい。

【答】 1回目取りやめとなった原因については、仕様書に誤りがあったためである。2回目については、予定価格が合わず全者辞退となった。3回目は予定価格を見直し再発注した。

【委員意見】取りやめ・不調の経緯と競争関係の成立状況、その後の対応について確認できた。入札結果に問題は見られないが、競争環境を整えるため、次の発注の機会には、より多くの業者に参加してもらうよう、仕様及び予定価格の設定を分析する必要がある。

審議案件④について

【問】1回目見積書無効の理由を確認したい。

【答】1回目見積書無効となったのは入札書に訂正があったためである。

【問】参加業者が1者となっており、他の業者の参加は難しいのか。

【答】過去には他の業者の参加もあったが、もともとの対象業者数が少ないうえに、業務の特殊性から近年は1者のみの入札が続いている。

【委員意見】入札結果に問題は見られないが、競争環境を整えるため、同様の案件がある際には、1者の参加とにならないよう努めてほしい。

審議案件⑤について

【問】指名業者数が2者と参加業者が少ないが、（土木工事一般との比較で）本件工事の特殊性を確認したい。

【答】本件は黄檗公園野球場のグラウンドの改修工事である。野球場の内野部の黒土、外野部の人工芝の整備を行うものであり、一般的な土木工事とは違い特殊な工事である。そのため造園工事で発注した。参加業者は10者ほど想定していたが、体育施設の整備という専門的な工事であるため、参加が少なかったと考えられる。

【委員意見】本件工事の特殊性を確認することができた。

審議案件⑥について

【問】低入札価格調査の状況を確認したい。

【答】失格停止基準価格を下回る入札があり、1者失格停止処分となった。次点の業者が調査基準価格を下回るため、調査を実施した結果、入札価格において契約の内容に適合した履行が可能であると認め、落札決定した。

【委員意見】低入札価格調査制度は、従来の入札方法とは異なり、業者の真摯な努力による低入札価格設定を促すものであり、またその価格設定の妥当性を検証したうえで落札を認めるものである。しかし、失格停止基準価格は偶然によって決まるところもあり、それにより、失格となった業者の低入札価格の検証が阻まれかねない。失格停止基準価格についてはその合理性を検証し、適切な運用の方法を検討されたい。なお、調査結果には問題は見られない。